【昇降機】完了検査にかかる電子申請の流れについて

（手数料等を**納入通知書**により納付する場合）

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

※下記フローについては、建築基準法第7条第1項に規定する検査の申請及び法第18条第16項に規定する通知について適用します。

※申請にあたっては、提出書類に修正がないように事前に整える必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（代理者） | 大阪府 |
| **申請日**は工事を完了した日から**４日以内**です。手数料・郵送料の納付納入通知書の受取（窓口or郵送）手数料納付検査日前日の15時～　検査時間確認の電話検査日時の調整システム入力※１（必要書類に申請日を記載のうえ、必要書類①～⑧を添付）必要書類※2①完了検査申請書又は工事完了通知書②委任状（代理者による場合）③昇降機施工状況報告書④手数料、郵送料確認書⑤UCMP、地震時管制運転装置の検査結果表（大臣認定を受けている場合）⑥試験成績表⑦出荷証明書、規格品証明書（ミルシート）⑧その他受付時に提出が必要な書類大阪府行政オンラインシステムで申請を行う検査済証の受取（郵送（簡易書留）又は窓口受け取り）検査済証の受取 | 受付検査検査済証　交付納入通知書発行・送付・必要書類（①～⑧）の内容確認※3・受付日、検査日の確認 |

■　注意事項　■

※１）システム入力前にID登録（パスワード、メールアドレス、電話番号等入力）が必要です。

※２）必要書類⑤⑥⑦について、システム入力時に間に合わない場合、作成出来次第提出してください。（受付時まで）

※３）必要書類に不備があった場合、補正を求めることがあります。

（大阪府より、システム上で差し戻し処理を行い、再度システム上で書類の差し替えを行っていただきます。）